

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2018年10月25日～2018年10月31日)

平成 30 年(2018 年)11 月 2 日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p>政治 独立回復100周年を記念する祝日制定法をめぐる動き ドゥダ大統領の独立記念日の行進への不参加 ピョトロフスキ統合作戦司令官, アナコンダ演習を公表 米国議員, ポーランド来訪 バシール・レバノン外務・移民相, ポーランド来訪 モラヴィエツキ首相, プラハを訪問 ブワシュチャク国防相, 米国訪問</p>								<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書, 在外投票, 旅券, 戸籍, 国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>
<p>治安等 シドゥウオ副首相の車列が交通事故 ワルシャワ中心部で発生した外国人暴行事件 国境警備隊, ポドカルパツキエ県でトルコ人密入国者を拘束 ナイジェリアで海賊によるポーランド人拉致事件発生 警察, 犯罪組織に対する便宜を図ったとして警察官6人を逮捕 ワルシャワでの独立記念日デモ行進に関する動き</p>								
<p>経済 所得税の制度改革の動き ウクライナ人労働者減少の可能性 欧州復興開発銀行, ポーランドのGDP成長率見通しを上方修正 企業技術省, 英国のEU離脱(BREXIT)への備えを呼びかけ トヨタ自動車, ポーランドで欧州初となるハイブリット車用部品の生産を開始 ポーランド航空(LOT)の一部従業員によるストライキの終了 ロシアからの石炭輸入の増加 水素エネルギーに関する動向 二酸化炭素排出権取引による企業支援の動き</p>								
<p>大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い パスポートダウンロード申請書の御案内 平成30年度後期分教科書の配布に関する御案内 日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>								
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>								

政 治

内 政

独立回復100周年を記念する祝日制定法をめぐる動き【10月26日】

23日、上院は、ポーランド独立回復100周年を記念して本年11月12日を祝日とする法案を修正の上で可決し、同法案は再度下院に送付された。修正案では、商業施設の営業を日曜と同様に制限するよう修正を加え、他方、医療従事者は下院可決案と同様、休暇取得の対象にならないとしている。

ドゥダ大統領の独立記念日の行進への不参加【10月29日】

29日、スピハルスキ大統領府報道官は、ドゥダ大統領が11月11日の独立記念日の行進に参加しないと発表した。同大統領は以前、独立回復100周年を国民全体で祝うため、与野党の代表や元大統領等に同行進への参加を呼びかけていた。30日、与党「法と正義」(PiS)のマズレク報道官は、ツイッターにて、行進でポーランド国旗のみの使用を望んでいたが参加団体と合意に至らなかったため、同党は行進への不参加を決めた旨を発表した。

外交・安全保障

ピョトロフスキ統合作戦司令官、アナコンダ演習を公表【10月24日】

24日、ピョトロフスキ統合作戦司令官は、11月7日から12月6日の間、ポーランド軍が主催するアナコンダ18演習の概要について公表した。同演習には、NATO加盟国10か国が参加し、ポーランドにおいて約12,500名、エストニア、ラトビア及びリトアニアにおいて約500名が参加する。

米国議員、ポーランド来訪【10月24日】

24日、米国議員(シャスター運輸・インフラ委員長、サンフォード軍事委員会委員及びピッテンガー同委員)がポーランドを訪問し、シャトコフスキ国防次官と米軍のポーランドにおけるプレゼンス強化を含む米国とポーランドの関係について協議した。同国防次官は、米国の協力により実現している軍装備の近代化計画及び軍事支出に言及しつつ、信頼できる米国との関係を歓迎した。

バシール・レバノン外務・移民相、ポーランド来訪【10月26日】

26日、チャプトヴィチ外相は、バシール・レバノン外務・移民相と、シリア難民の流入に関連したレバノン

に対するポーランドの支援、中東情勢、シリアでの紛争解決及び二国間関係に関して協議した。同外務・移民相は、ポーランド訪問中、ケンパ首相府大臣、アルダノフスキ農業・農村開発大臣、クフィエチンスキ投資・開発大臣及びシュチュエルスキ大統領府国務次官との会談も行った。

モラヴィエツキ首相、プラハを訪問【10月27日】

27日、モラヴィエツキ首相は、プラハで行われたチェコスロバキア建国100周年記念式典(チェコ及びスロバキアの共同開催)に参加した。

ブワシュチャク国防相、米国訪問【10月29日】

29日、ブワシュチャク国防相は訪米し、ボルトン米国大統領補佐官と会談し、ポーランド国内における米軍のプレゼンス強化等について協議した。同国防相は、ポーランドにおける米軍プレゼンス強化を現実のものとするため、全力で取り組んでおり、米軍との密接な協力関係は、ポーランドの防衛能力向上につながる、旨述べた。同国防相は、11月13日から14日にも米国の複数の上院議員及びマティス国防長官とも会談する予定。

治 安 等

シドゥウオ副首相の車列が交通事故【10月25日】

24日、シロンスキェ県を訪問中のシドゥウオ副首相の車列が接触事故を起こした。同事故は、車列の前方を走行していた一般車両が横断歩道で急停車したことが原因で、事故による負傷者はなかったものの、シドゥウオ副首相の乗車していた車両を含む警護車列2台が追突によって損壊した。

ワルシャワ中心部で発生した外国人暴行事件【10月26日】

26日、国家警察本部は本年8月にワルシャワ中心部で発生したオーストラリア人に対する暴行、強盗に関与したとしてロシア人2人を逮捕した。同事件は、商談のためワルシャワに出張していたオーストラリア人ビジネスマンが知人にワルシャワ市内中心部のレストランに呼び出され、店内で複数人の暴漢の襲撃

を受け金品や貴重品を盗まれたもので、犯人は現場から逃走していた。

国境警備隊、ポドカルパツキエ県でトルコ人密入国者を拘束【10月28日】

28日、国境警備隊はウクライナ国境近くのクロヴィツァ・サマでトルコ人密入国者4人を拘束した。同トルコ人はウクライナ側から徒歩で国境を越えてポーランドに密入国した後、運び屋と合流し、車両でドイツまで移動する計画であり、国境警備隊は国境付近で待ち受けていた運び屋のトルコ人も同時に拘束した。

ナイジェリアで海賊によるポーランド人拉致事件発生【10月29日】

29日、外務省はアンゴラからナイジェリアに航行していた船籍がナイジェリア近海で海賊に襲撃され、同船の搭乗していたポーランド人8人が拉致されたと発表した。同船舶はドイツの船会社の所有であるが、リベリア船籍で、ポーランド人以外にも、フィリピン人2人、ウクライナ人1人が拉致された。海賊は身代金の支払いを要求しており、ポーランド当局は船会社や関係当局と連絡を取り合うなどして情報収集を進めている。

警察、犯罪組織に対する便宜を図ったとして警察官

6人を逮捕【10月29日】

29日、警察は犯罪組織に対する便宜を図ったとしてマウオポルスキエ県ミシュレニツァの警察署に勤務する警察官6人を逮捕した。容疑者は、犯罪組織と結託し、ギャンブル店の無許可営業やアルコールの無認可販売を黙認していたほか、射撃訓練の名目で銃弾を不正に受給し、着服していたとされる。容疑者と結託していた犯罪組織の構成員は、売春、人身取引、銃器の不法所持等の容疑でも起訴されている。

ワルシャワでの独立記念日デモ行進に関する動き【10月29日】

11月11日のポーランド独立100周年記念日に向けて、諸団体がデモ行進や記念行事の開催に向けた動きを見せており、ワルシャワでも、右派系団体、左派系団体がそれぞれ大規模デモ行進を計画している。これらのうち、最大規模になると見込まれる複数の右派系団体が参加するデモ行進 Marsz2018 は、昨年同様、文化科学宮殿付近のドモフスキエゴ交差点を出発し、ヴィスワ川東岸の国立競技場付近で解散するルートで実施される。近年、右派系団体主催のデモ行進には、一部の過激な国家主義者等が合流し、差別的なスローガンを主張するなどして、警察と衝突しており、今年も同様のトラブルが懸念される。

経 済

経済政策

所得税の制度改革の動き【10月29日】

チェルヴィンスカ財務大臣は、所得税の制度改革の検討を2019年に開始すると発表した。同制度改革は、個人所得税の簡素化、法人税、株式譲

渡税の改革の3要素で構成されるとされる。法案の立案を含め長期間の協議が必要となる見込みであり、法律の施行は2020年以降になる見通しとされている。

マクロ経済動向・統計

ウクライナ人労働者減少の可能性【10月29日】

2019年から、ドイツは非EU諸国の欧州労働者向けに労働市場の一層の開放を行う可能性があるとされる。ワーク・サービス社が実施した調査によると、ポーランドに所在するウクライナ人労働者の59%がドイツに移住するであろうと回答した。専門家はドイツによる同政策がポーランド経済に深刻な影響を与えるとみており、2~3か月以内に労働人口の不足が現在の16.5万人から50万人に増加するほか、消費財の生産が10%下落すると試算している。

欧州復興開発銀行（EBRD）は、ポーランドのGDP成長率を2018年は4.7%、2019年は3.6%と、5月の発表からそれぞれ0.7%、0.3%上方修正した。EBRDは、物価上昇の進行により家計消費の伸びはやや弱まるものの、賃金上昇等により、消費全体は引き続き好調を維持するとの見通しを示した。

欧州復興開発銀行、ポーランドのGDP成長率見通しを上方修正【11月1日】

ポーランド産業動向

企業技術省、英国のEU離脱(BREXIT)への備えを呼びかけ【10月29日】

企業技術省は、同省に登録された約10,000人の会計士・税理士及び在英ポーランド企業に対し、BREXITに起因とするサプライチェーンへの影響やビジネス環境の変化について注意喚起するメールを発出した。

トヨタ自動車、ポーランドで欧州初となるハイブリッド車用部品の生産を開始【10月31日】

トヨタ自動車はヴァウブジフ市の工場において、欧州初となるハイブリッド車用トランスミッション構成部品の生産を開始した。同工場への投資(企業

技術省発表:2.78億ズロチ)により、新たに600の雇用が創出される。トヨタの2工場における総投資額は、45億ズロチとなっている。

ポーランド航空(LOT)の一部従業員によるストライキの終了【11月1日】

ポーランド航空(LOT)は、10月18日から続いていた一部従業員によるストライキが11月1日早朝に終了したと発表した。LOT(会社側)は、ジェラジク元パイロット・客室乗務員労働組合(ZZPiL)会長及び今回のストライキにより懲戒解雇となった67名の従業員の復職に加え、新たな給与規則の適用に合意した。

エネルギー・環境

ロシアからの石炭輸入の増加【10月29日】

Eurostatによれば、1月から8月末までのポーランドの石炭の輸入量は1,216万トンで、うち約75%がロシアからの輸入であった。石炭輸入量は昨年約2倍に増加しており、同傾向が続くと2018年の石炭輸入総量は1,800万トンに達する可能性があり、そのうちの1,300万トンがロシアからのものになると見込まれる。他方、ポーランドの石炭輸出量は200万トンに留まっている。この状況は、石炭価格の上昇、ひいては電気料金の高騰を招き、2016年に比べて2019年には160億ズロチ、2020年には220億ズロチの発電経費上昇が見込まれている。

水素エネルギーに関する動向【10月29日】

水素活用経済に向けた特別議会チームのオー

プニングセッションが開催され、ナイムスキ・エネルギー戦略インフラ担当政府委員、ドンブロフスキ・エネルギー副大臣、国営石炭企業JSW、国営石油企業Orlen等の代表が出席した。ドンブロフスキ・エネルギー副大臣は、水素経済の発展を求めるとともに、国内にまだ水素ステーションが存在しないことについて問題提起した。Orlen等は水素ステーションに関する技術開発等を進めている。

二酸化炭素排出権取引による企業支援の動き【10月29日】

企業・技術省は、電気料金の高騰への対応に苦慮している企業に対する補償等を盛り込んだ法案をまとめている。同省の案によれば、二酸化炭素排出権売却の収益の25%分の補償が検討されている。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、2017年もスペイン、フランス等で新たなテロが発生しており、本年も引き続き更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

パスポートダウンロード申請書の御案内

2017年1月4日から、パスポートダウンロード申請が開始されています。日本国外でパスポート申請を行う方は、御自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、パスポートの申請書が作成できるようになります。詳しくは、下記リンク先を御覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

平成30年度後期分教科書の配布に関する御案内

在ポーランド日本国大使館では、ポーランド在住で平成30年3月末日までに大使館に「在留届」を提出している邦人子女を対象に、日本の小学生用の教科書(平成30年度後期分)を配布しています。後期分教科書は小学生用のみの配布となりますので、御注意ください。

御希望の方は『教科書申込書』を入手の上、該当事項を記入して、下記の申込先に送付してください。ワルシャワ日本人学校の児童、生徒(入学予定者を含む)については、同校を通じて配布いたしますので、申し込みの必要はありません。なお、教科書自体は無償ですが、郵送による受取りを希望される方については、大使館(ワルシャワ市)から「着払い」にて送付するため送料が発生します。あらかじめ御了承ください。

教科書申込書のリンク:<http://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/kyoukasho30.2semester.pdf>

申込先: cons@wr.mofa.go.jp (Eメールの場合)

22-696-5006 (FAXの場合)

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa (郵送の場合)

日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について

本邦の登記所における不動産登記手続において、その登記申請のための委任状や利害関係人の同意書等に対し、海外に居住しているため印鑑証明書を提出できない在留邦人(日本国籍者)の方については、居住地を管轄する日本国大使館・総領事館等において発行する署名証明のほか、居住国(地)の公証人や判事

(以下、公証人)が作成した署名証明でもよいこととされています。

なお、居住国(地)の公証人が作成する署名証明の書式は任意(外国語文でも可)ですが、その内容として、公証人の面前で貼付け書類(委任状等、登記手続関係書類)に当該人が署名(署名は日本文字又はローマ字の何れか、あるいはこれらを併記したもので可)したことが明記され、当該人の氏名、生年月日(西暦で可)及び有効な日本国旅券の番号、証明書の発行日・発行番号、公証人の官職・氏名・署名が記載されること、書類の貼付け部分に公証人による契印がなされることを確認してください。また、登記所に提出する際は、当該署名証明の記載内容の和訳(書式及び翻訳者は任意)を付す必要があります。

詳細につきましては、法務省ウェブサイトの「外国に居住しているため印鑑証明書を取得することができない場合の取扱いについて」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00346.html)を御覧いただくか、当該不動産の所在地を管轄する登記所(法務局・地方法務局、またはそれらの支局・出張所)に直接御照会ください。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】ピウスツキ兄弟: ペンと銃で独立へ【4月27日(金)～11月11日(日)】

ジョリ市にて、ジョリ市立博物館主催による『ピウスツキ兄弟: ペンと銃で独立へ』が開催中です。プロニスワフ・ピウスツキによるアイヌ研究にフォーカスしたピウスツキ兄弟に関するイベントです。アイヌ文化及び日ポ関係史を紹介した展覧会、ワークショップ、講演、パフォーマンスなどが予定されています。

開催場所: ジョリ市 (シロンスキエ県), ジョリ市立博物館, ul. Muzealna 1/2

詳細: <http://muzeum.zory.pl/>

【予定】第3回ジャパンボウル【11月18日(日)14:30-17:00】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、日本語を学ぶ高校生が参加し日本語・日本文化に関する知識を競うクイズ大会、「第3回ジャパンボウル大会®Turniej o puchar Japonii (Japan Bowl)」が開催されます。週末が休館日の広報文化センターは、上記の日時のみ臨時開館となります。是非、高校生の応援にお越しく下さい。入場無料。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

【予定】講演会: プロニスワフ・ピウスツキ【11月19日(月) 17:30】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、プロニスワフ・ピウスツキに関する講演が開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。座席に限りがありますので、参加御希望の方は事前に御連絡ください。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

【予定】講演会: 日本文化における動物【11月20日(火) 17:30】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、ワルシャワ大学日本学科ベアタ・クビアック＝ホチ教授による講演が開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。座席に限りがありますので、参加御希望の方は事前に御連絡ください。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

【予定】ポーランド・日本100周年記念シンポジウム【11月24日(土) 12:00-16:00】

CBF Nowy Świat の映画ホールにおいて、日本・ポーランド国交樹立100周年の記念したシンポジウムが開催されます。日本からの特別ゲストとして、河添恵子氏が出席し講演を行います。入場は無料です(スナックやランチを希望する場合は有料となります)。事前登録が必要です。

開催場所: CBF Nowy Świat の映画ホール, ul. Nowy Świat 6/12

詳細及び参加登録: <http://www.konferencja100lecia.pl/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)